



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和7年1月27日(木)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農産物流通課	販売対策係	三和 山川	内線 4069 直通 058-272-1857 FAX 058-278-2682

「柿レスキュー」として規格外品の有効活用を推進します

本県は、柿の代表品種である富有柿発祥の地で、全国第4位の柿出荷量を誇ります。しかしながら、夏の高温やカメムシ被害により、柿出荷量の約1割は、量販店で販売できない規格外品となっています。

そこで、これらの規格外品を有効活用するため、県と全国の様々な施設でフードサービス事業を展開するエームサービス株式会社が連携し、同社が運営する東海地区の社員食堂11か所にて、オリジナルメニューの提供を実施します。

記

1 期 間 令和7年1月21日(月)～1月22日(金)

2 場 所 岐阜車体工業(株)、(株)マキタなど11事業所

3 内 容

- ・柿の規格外品を活用したオリジナルメニューの提供
(ドライカレー、みるくプリン、柿揚げ丼、うどん、そば等)
※提供日、提供メニューは事業所により異なります。
- ・パネル展示、パンフレット配布
(岐阜県産柿PR及び規格外品の説明)

4 その他 取材可能な事業所は以下のとおりです。

場所：岐阜車体工業(株) (各務原市鵜沼三ヶ池町6-445)
日時：1月22日(木) 11:00～12:00

場所：(株)マキタ (愛知県安城市住吉町3-11-8)
日時：1月21日(木) 11:30～13:00

※事前申請が必要なため、取材を希望される場合は

岐阜車体工業(株)：1月28日(金)
(株)マキタ：1月22日(木)
までに、上記農産物流通課担当者へご連絡ください。

柿の規格外品

等級付けの基準(大きさ、色、形、傷など)から外れたもの。味に問題がないにもかかわらず、見た目やサイズが市場出荷規格から外れているため、贈答用、生食用としては不向きな柿のこと。主に加工用に使用されます。